

石垣港港湾計画書

— 改訂 —

平成25年12月

石垣港港湾管理者
石 垣 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成14年10月石垣市地方港湾審議会
- ・平成14年11月交通政策審議会第5回港湾分科会

の議を経た石垣港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
1	港湾の沿革及びその役割	1
2	石垣港への要請と課題	1
3	計画の方針	2
II	港湾の能力	4
III	港湾施設の規模及び配置	5
1	公共ふ頭計画	5
1-1	新港地区	5
2	フェリー及び旅客船ふ頭計画	5
2-1	浜崎町地区	5
2-2	新港地区	6
3	水域施設計画	6
3-1	航路	6
3-2	泊地	7
3-3	航路・泊地	7
4	外郭施設計画	8
4-1	防波堤	8
5	小型船だまり計画	8
5-1	浜崎町地区	8
5-2	登野城・美崎町地区	9
5-3	新港地区	10
5-4	新川地区	10
6	臨港交通施設計画	11
6-1	道 路	11
IV	港湾の環境の整備及び保全	13
1	港湾環境整備施設計画	13
V	土地造成及び土地利用計画	14
1	土地造成計画	14

2	土地利用計画	14
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	15
VII	その他重要事項	16
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	16
2	大規模地震対策施設計画	17
2-1	緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設	17
2-2	幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設	17
3	港湾施設の利用	17
3-1	物資補給等のための施設	17
4	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	18
4-1	橋梁の桁下空間の確保について	18

I 港湾計画の方針

1 港湾の沿革及びその役割

石垣港は、沖縄本島の南西約 410km にある八重山群島の中心である石垣島に位置する我が国最南端の重要港湾である。

古くから沖縄本島、日本本土及び台湾等諸外国と八重山群島との間の物流、人流の拠点として重要な役割を果たし、沖縄の本土復帰に伴い、昭和 47 年 5 月、重要港湾に指定された。

本港は、背後圏である八重山圏の市民生活や経済活動を支える流通拠点として、沖縄本島と八重山諸島を結ぶ長距離 RORO 航路や竹富島、小浜島、西表島等への離島航路が就航しており、物流だけでなく人流の拠点港としても重要な機能を有している。

近年は、台湾等のアジアに近いという地理的特性から、平成 9 年より沖縄～台湾間の外航クルーズ船が定期的に就航しており、平成 24 年のクルーズ船寄港回数は 52 回を数え、これまで以上に中国沿岸と沖縄との交流の活性化、広域観光の発展が期待される。

また、沖縄県は地理的に本土から遠隔地にあり、東西約 1,000km、南北約 400km に及ぶ広大な海域に散在する 160 の島々から成り、東アジアの中心に位置するという地理的特性を有している。そのため、広大な排他的経済水域 (EEZ) 及び海洋資源の確保、領空・領海の保全、安全な航行の確保に貢献している。八重山圏域は、沖縄県の中でも南西側に位置する 30 余りの島々からなり、中国・台湾と近接する与那国町をはじめ、竹富町の波照間島など我が国の国土及び海洋権益保全上重要な面的広がりをもっている。

2 石垣港への要請と課題

八重山圏域は、八重山上布・ミンサーや与那国織等の工芸、各島の唄や踊りの伝統芸能など独特の伝統文化が育まれ、豊かな自然環境や魅力的な歴史的・文化的特性を有する観光リゾート地域である。

このような中、石垣港へのクルーズ船の寄港は増加傾向にあり、またクルーズ船社が視察に訪れるなどクルーズ寄港地として注目されているが、現在の計画施設ではクルーズ船の大型化に対応できないなど東アジアにおけるクルーズ拠点としての機能強化が求められている。

また、外航砂利船に関しては、近年船舶の大型化が進展しており、現況においても既存岸壁の対象船舶以上の船舶が利用するなど今後の船舶大型化への対応が課題となっている。

3 計画の方針

本港が抱える課題や市民からの要請に応えるため、平成 30 年代後半を目標年次として、以下の方針のもと、港湾計画を改訂する。

【物流・産業】

- ・圏域の生活・産業を支える物流・生産拠点としての役割を果たすため、大型貨物船への対応など外貿物流機能を強化する。
- ・圏域のエネルギーの供給基地としての役割を果たすため、エネルギー供給基地の拡充を図る。
- ・また、所要の静穏度を確保するため防波堤の拡充を図る。

【安全・安心】

- ・災害時に圏域の生活や経済活動を支える防災拠点としての役割を果たすため、耐震強化岸壁や避難緑地等の大規模地震・津波対策等を図る。
- ・国境離島の領土・領海保全及び広大な海域の安全を図る拠点としての役割を果たすため、領海警備体制等強化への支援を図る。
- ・また、港内航行船舶の安全確保を図る。

【環境】

- ・自然環境と調和した賑わいの親水空間としての交流拠点としての役割を果たすため、ウォータースフロントにおけるアメニティ基盤の充実を図る。

【人流・交流】

- ・東アジアにおけるクルーズ寄港地としての交流拠点としての役割、亜熱帯海洋性リゾート拠点、自然環境と調和した賑わいの親水空間としての交流拠点としての役割を果たすため、クルーズ船の大型化や需要増大に対応するターミナル機能の

拡充やアクセスの利便性向上を図り、東アジアの中心に位置する特性を活かした交流・サービス機能の強化、観光レクリエーション機能の拡充を図る。

- ・水辺の雰囲気を活かしたウォーターフロントとして観光客と市民の交流機能の形成を図るとともに、小型船だまりの拡充を図る。

【港湾空間のゾーニング】

- ・浜崎町地区、新港地区北は、物流関連ゾーンとする。
- ・新港地区西、登野城・美崎町地区は、交流拠点ゾーンとする。
- ・新港地区中央の西側は、エネルギー関連ゾーンとする。
- ・新港地区中央から新港地区南は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ・浜崎町地区西、登野城地区、新港地区南の西端、新川地区は、船だまり関連ゾーンとする。

II 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	21万トン
	内 貿 (うちフェリー)	91万トン (10万トン)
	合 計	112万トン
船舶乗降旅客数等		290万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共ふ頭計画

1-1 新港地区

鉱産品等の外貿及び内貿貨物を取り扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 240 m
[既定計画の変更計画]

ふ頭用地 3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
[既定計画の変更計画]

(既定計画
水深 1.0 m 岸壁 1 バース 延長 170 m
ふ頭用地 2 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地))

2 フェリー及び旅客船ふ頭計画

2-1 浜崎町地区

離島フェリーの利便性向上に対処するため、フェリーふ頭を次のとおり計画する。

水深 4.5 m 岸壁 1 バース 延長 120 m
[既定計画の変更計画]

物揚場 水深 3.5 m 延長 123 m
[既定計画の変更計画]

物揚場 水深 3 m 延長 200 m [既定計画]
ふ頭用地 1 ha [既定計画の変更計画]

既定計画		
物揚場	水深 4 m	延長 1 0 0 m
物揚場	水深 3. 5 m	延長 1 3 0 m
ふ頭用地	1 h a	

2-2 新港地区

外航クルーズ船の大型化に対処するため、旅客船ふ頭を次のとおり計画する。

水深 1 2 m	岸壁 1 バース	延長 4 1 0 m [新規計画]
水深 9 m	岸壁 1 バース	延長 3 4 0 m [既定計画の変更計画]
ふ頭用地	6 h a	[既定計画の変更計画]

既定計画		
水深 9 m	岸壁 1 バース	延長 3 4 0 m
ふ頭用地	2 h a	

3 水域施設計画

係留施設を含むふ頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

3-1 航路

石垣航路	水深 1 2 m	幅員 3 4 5 m [既定計画の変更計画]
------	----------	---------------------------

既定計画		
石垣航路	水深 1 0 m	幅員 2 7 0 m

3-2 泊地

新港地区

水深 1 2 m	面積 3 h a	[既定計画の変更計画]
水深 1 2 m	面積 3 h a	[新規計画]
水深 9 m	面積 2 h a	[既定計画の変更計画]

浜崎町地区

浜崎町地区の前面泊地における係船浮標（3基）については、既定計画を削除する。

既定計画		
浜崎町地区	係船浮標 3 基	

3-3 航路・泊地

新港地区

水深 1 2 m	面積 6 1 h a	[既定計画の変更計画]
----------	------------	-------------

なお、これに伴い、沖防波堤（西） 2 4 0 m を撤去する。

水深 9 m	面積 6 h a	[既定計画の変更計画]
--------	----------	-------------

既定計画		
新港地区		
水深 1 0 m	面積 2 1 h a	
水深 9 m	面積 1 9 h a	

4 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

4-1 防波堤

新港地区

外防波堤	延長 580 m (うち 300 m 既設)	[既定計画の変更計画]
外防波堤 (南)	延長 190 m	[新規計画]

既定計画	新港地区	
	外防波堤	延長 440 m

5 小型船だまり計画

小型貨物船、小型旅客船、官公庁船、作業船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

5-1 浜崎町地区

浜崎船だまり

小型棧橋	4 基	[新規計画]
ふ頭用地	5 h a	[既設の変更計画]

なお、これに伴い、次の既設の施設を廃止する。

既設	物揚場	水深 4 m	延長 80 m
	物揚場	水深 4 m	延長 80 m
	物揚場	水深 3 m	延長 110 m

なお、これに伴い、次の計画を削除する。

物揚場 水深 3 m 延長 90 m

5-2 登野城・美崎町地区

登野城船だまり

防波堤北（波除） 延長 145 m（うち 115 m 既設）

[既設の変更計画]

防波堤南（波除） 延長 40 m [既定計画の変更計画]

物揚場 水深 3.5 m 延長 190 m（うち 90 m 既設）

[既定計画]

小型栈橋 6 基（うち 4 基既設） [既定計画の変更計画]

小型栈橋 4 基 [新規計画]

ふ頭用地 1 ha [既定計画の変更計画]

既定計画

防波堤北（波除） 延長 115 m（既設）

防波堤南（波除） 延長 90 m

小型栈橋 4 基（既設）

小型栈橋 3 基

なお、これに伴い、次の既設の施設を廃止する。

既設

物揚場 水深 3.5 m 延長 230 m

物揚場 水深 3.5 m 延長 115 m

物揚場 水深 3.5 m 延長 65 m

なお、これに伴い、次の計画を削除する。

物揚場 水深 3.5 m 延長 75 m

ふ頭用地 1 ha

5-3 新港地区

新港船だまり

泊地	水深4m	面積	16ha	[新規計画]
泊地	水深2.5m	面積	1ha	[新規計画]
防波堤		延長	1,050m	[新規計画]
物揚場	水深4m	延長	430m	[新規計画]
小型栈橋	1基			[新規計画]
ふ頭用地	4ha	(荷捌施設用地)		[新規計画]

なお、次の計画を削除する。

既定計画

新港物揚場

泊地	水深3m	面積	1ha
物揚場	水深3m	延長	10m
ふ頭用地	1ha		

5-4 新川地区

新川船だまり

航路	水深3.5m	幅員	30m	[既定計画の変更計画]
泊地	水深3.5m	面積	1ha	[既定計画の変更計画]
泊地	水深3m	面積	1ha	[新規計画]
防波堤	延長	390m		[既定計画の変更計画]
小型栈橋	1基			[新規計画]
船揚場	延長	30m		[既定計画の変更計画]
ふ頭用地	1ha			[既定計画の変更計画]

既定計画			
航路	水深 3.5 m	幅員	40 m
泊地	水深 3.5 m	面積	8 ha
防波堤		延長	370 m
船揚場		延長	50 m
ふ頭用地	5 ha		

なお、これに伴い、次の計画を削除する。

物揚場	水深 3.5 m	延長	670 m
-----	----------	----	-------

6 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

6-1 道路

臨港道路	美崎町線	[新規計画]
起点	臨港道路浜崎町線	
終点	市道美崎町横2号線	2車線
臨港道路	新港線	[既定計画の変更計画]
起点	危険物取扱施設	
終点	国道390号バイパス	2車線
臨港道路	新港2号線	[既定計画の変更計画]
起点	旅客船ふ頭	
終点	臨港道路新港線	2車線
臨港道路	新港3号線	[新規計画]
起点	臨港道路新港2号線	
終点	臨港道路美崎町線	2車線
臨港道路	新川線	[既定計画の変更計画]
起点	新川船だまり	
終点	市道観音堂線	2車線

既定計画

臨港道路 新港線

起点 危険物取扱施設

終点 国道 390 号バイパス 2 車線

臨港道路 新港 2 号線

起点 旅客船ふ頭

終点 臨港道路新港線 2 車線

臨港道路 新川線

起点 新川船だまり

終点 市道観音堂線 2 車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾の環境の整備及び保全を次のとおり計画する。

1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

登野城・美崎町地区	緑地	3 h a [既定計画の変更計画] (うち1 h a 既設)
-----------	----	-----------------------------------

新港地区	緑地	3 5 h a [既定計画の変更計画] (うち4 h a 既設)
------	----	-------------------------------------

既定計画			
	登野城・美崎町地区	緑地	4 h a (うち1 h a 既設)
	新港地区	緑地	2 4 h a (うち4 h a 既設)

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
浜崎町	(1) 1								(1) 1
美崎町 登野城	(1) 1								(1) 1
新港	(5) 5							(1) 1	(5) 5
新川	(1) 1								(1) 1
合計	(6) 6							(1) 1	(6) 6

注：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：単数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
浜崎町	(11) 11	(8) 8				(3) 3		(1) 1	(23) 23
美崎町 登野城	(8) 8	(3) 3			(1) 1	(2) 2		(3) 3	(17) 17
新港	(21) 21	(5) 5	(3) 3	(1) 1		(7) 7	(5) 5	(35) 35	(77) 77
新川	(1) 1					(1) 1			(1) 1
合計	(41) 41	(16) 16	(3) 3	(1) 1	(1) 1	(13) 13	(5) 5	(38) 38	(117) 117

注：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：単数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

石垣港の利用状況を踏まえるとともに、港湾利用やサービス向上についての協議会等の活用を通じて、港湾利用者のニーズを充分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

VII その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画する施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

新港地区

岸壁 1 バース	水深 1 2 m	延長 2 4 0 m	[既定計画の変更計画]
泊地	水深 1 2 m	面積 3 h a	[既定計画の変更計画]
臨港道路	新港線		[既定計画の変更計画]
起点	危険物取扱施設		
終点	国道 390 号バイパス	2 車線	

以下の施設については、上記の施設が機能するために必要な部分に限る。

石垣航路	水深 1 2 m	幅員 3 4 5 m	[既定計画の変更計画]
航路・泊地	水深 1 2 m	面積 6 1 h a	[既定計画の変更計画]
外防波堤	延長 5 8 0 m (うち 3 0 0 m 既設)		[既定計画の変更計画]
外防波堤 (南)	延長 1 9 0 m		[新規計画]

2 大規模地震対策施設計画

2-1 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

大規模地震等の発生時において、緊急物資等の輸送機能を確保するために必要な施設を次のとおり計画する。

新港地区

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [新規計画]

2-2 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

既に整備されている施設のうち、幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

浜崎町地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 250 m [既設]

3 港湾施設の利用

3-1 物資補給等のための施設

官公庁船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

新港地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m (物資補給岸壁)
[既設]

水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 140 m (物資補給岸壁)
[既設]

物揚場 水深 4 m 延長 270 m (物資補給物揚場)
[既設]

4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

4-1 橋梁の桁下空間の確保について

港湾を利用する船舶の航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおり計画する。

橋梁名 (仮称)	確保する桁下空間
新港3号線橋梁 (仮称)	中央部 幅 51m 高さ N.H.H.W.L+11m

注) N.H.H.W.L は、略最高高潮面であり、D.L+2.14mとする